

特定空家等（令和 6 年度認定）の経過報告について

（１）特定空家等認定物件

令和 6 年度は、下記の 1 件について特定空家等の認定を行った。

物件 9	大字中鹿山地内	管理不全による保安上危険
------	---------	--------------

（２）物件の状況

別添概要のとおりである。

令和 6 年 5 月 15 日付で特定空家等認定通知書と合わせて全部除去等を求める指導書の送付を行い、措置期限を令和 6 年 8 月 19 日とした。

指導書の送付後、改善が無い状況のなかで、5 月 21 日に当該特定空家等の一部が崩れ、北側の軒部分が隣家に倒れ込むおそれが生じたため、翌 5 月 22 日に日高市空家等対策の推進に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づく緊急安全措置として市において当該軒部分等を撤去した。

指導書による措置期限を経過しても改善が無かったため、令和 6 年 9 月 17 日付で指導書（再）の送付を行い、措置期限を令和 6 年 12 月 26 日とした。

指導書（再）による措置期限を経過しても改善が無かったため、令和 7 年 4 月 14 日付で指導書（最終）の送付を行い、措置期限を令和 7 年 7 月 22 日としている。

その後、現在に至るまで、改善が図られていない。

（３）今後の対応

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 2 項の規定に基づく「勧告」の実施（今回は保留）

※第二十二條 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

物件 9 の概要

空家等の所在	中鹿山地内	市街化区域・市街化調整区域	市街化区域
建物用途	戸建住宅	用途地域	第一種低層住居専用地域
構造種別及び階数	木造（一部鉄骨造）2階建て	理由	焼失による倒壊のおそれ

R6.4.24



南東側から。車両は撤去済み

R6.4.24



庭にも残置物が堆積している。

R6.4.24



1 階南東側

R6.4.24



1 階内部



緊急安全措置実施前 R6.5.21 ↑

緊急安全措置実施後 R6.5.23 →



改善措置の内容	当該特定空家等の全部除去その他火災による残置物の撤去
---------	----------------------------

1 所有者等の事情の把握

(1) 所有者への連絡経緯
R 5. 3.13 焼失家屋の処分等について意向確認書送付 返信なし R 5. 3.24 対面による意向確認 建替えの意向なし R 5. 7.13 依頼文送付 直接郵便受け 改善なし R 5.11.29 依頼文送付 直接郵便受け 改善なし R 6. 4.15 立入調査通知書送付 直接郵便受け R 6. 4.22 現地確認実施 建築物の現況確認 R 6. 4.24 立入調査実施 所有者不在（事前に本人から連絡なし） R 6. 5.15 特定空家等認定 特定空家等認定通知書及び指導書（1回目・措置期限：令和6年8月19日）送付 直接郵便受け 改善なし R 6. 5.21 緊急対応依頼文送付 直接郵便受け 改善なし R 6. 6. 6 緊急安全措置通知書送付 直接郵便受け R 6. 6.24 緊急安全措置費納付命令書（納期限：令和6年7月8日）送付 直接郵便受け 納付なし R 6. 7.26 緊急安全措置費納付督促状（納期限：令和6年8月9日）送付 直接郵便受け 納付なし R 6. 9.17 指導書（2回目・措置期限：令和6年12月26日）及び緊急安全措置費納付書送達のため勤務先を訪問。本人不在のため翌日直接郵便受けへ R 6. 9.18 所有者からメール R 7. 4.14 指導書（最終・措置期限：令和7年7月22日）送付 勤務先の従業員に手渡し 改善なし
(2) 所有者の主張
・ 建て替えて住む予定はない。土地の売却又は建物の解体を検討中。

2 所有者等の事情に応じた解決策の検討

所有者は空家等所在地から転居している。調査により市内に住んでいることが判明したので、依頼文書等を送付している。郵便では返戻となるため、住所地の郵便受けに直接依頼文書等を入れている。電話やメールに対しての返答もない状態が続いていたが、令和6年9月18日によろやく所有者自身からメールがあり、やりと

りしていたが、連絡が途絶えてしまった。

令和7年4月14日、指導書（最終）を勤務先の従業員に手渡した上で、従業員に状況等を説明した。所有者本人は土地の売却又は建物の解体の意向はあるが、具体的な動きをしていない。現在、従業員が窓口となり、土地の売却又は建物の解体に向けて、事業者と調整中とのこと。